平成２９年（フ）第１４３４号
福岡県筑紫野市大字阿志岐889番地１
破産者　花等　博文
１　決定年月日　平成30年６月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７７０号
横浜市鶴見区駒岡１丁目27番50号　302号、破産手続開始決定時の住所福岡市東区和白丘１丁目５番22―205号
破産者　松永　大介（旧姓水野）
１　決定年月日　平成30年６月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３３５号
神奈川県厚木市三田396番地11
破産者　佐々木憲一
１　決定年月日　平成30年６月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５２号
青森県つがる市柏広須宮井138番地２、旧住所青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬143番地２
破産者　佐藤　節知
１　決定年月日　平成30年６月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第１１４号
茨城県取手市井野団地５番16―202号、前住所千葉県柏市大津ケ丘１丁目５番10
破産者　中村　利雄
１　決定年月日　平成30年６月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３７号
茨城県取手市井野台２丁目６番４―101号、前住所千葉県流山市三輪野山４丁目10番地の21
破産者　藤原　大輔
１　決定年月日　平成30年６月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第４６号
愛知県豊川市新道町１丁目２番地　諏訪住宅１街区２棟101号、従前の住所愛知県北設楽郡設楽町田口字町浦38番地３
破産者　河合　　眞
１　決定年月日　平成30年６月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第６号
山口県長門市仙崎1398番地
破産者　吉冨　　憲
１　決定年月日　平成30年６月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第１６７１号
福岡県福津市津屋崎３丁目11番６号
破産者　宮川　芳春
１　決定年月日　平成30年６月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８７３号
福岡市早良区小田部６丁目12番４号、前住所福岡市中央区大名１丁目３番39号
破産者　中山　悦子
１　決定年月日　平成30年６月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８７号
福岡市博多区東雲町３丁目４番５―105号
破産者　大神　理加
１　決定年月日　平成30年６月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２５９８号
横浜市港南区上大岡西３丁目12番９号
破産者　山田　裕一
１　決定年月日　平成30年６月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４４９号
静岡市駿河区中島39番地の１
破産者　寺田　鋭郎
１　決定年月日　平成30年６月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５５号
愛知県豊橋市下地町字五貫19番地の３
破産者　田中　秀典
１　決定年月日　平成30年６月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第３８号
和歌山県田辺市下川下1708番地　19―１、前住所和歌山県西牟婁郡白浜町1405番地の７
破産者　紀州舶用機器こと　惠中　俊策
１　決定年月日　平成30年６月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第１０４号
香川県高松市国分寺町福家甲1968番地２
破産者　菊川　　宏
１　決定年月日　平成30年６月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係